

愛媛県介護支援専門員協会 会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、愛媛県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）と称し、事務所を愛媛県松山市三番町4丁目5番地3 愛媛県医師会内に置く。

(目的)

第2条 本会は、愛媛県内の介護支援専門員が相互に連携を図り、職業倫理の高揚と資質の向上に努める他、介護保険に関する知識及び技術の普及により愛媛県の保健、医療、福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質の向上を目的とした研修会等の開催に関する事業
- (2) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要な情報の収集及び提供に関する事業
- (3) 会員相互の交流及び情報交換等に関する事業
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整等に関する事業
- (5) その他本会の目的の達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員と賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員は、愛媛県内に住所又は勤務先を有している介護支援専門員とする。
- 3 賛助会員は、前項に定めるもの以外で、本会の目的に賛同する個人及び団体等とする。

(入会)

第5条 本会の会員となるには、別に定める入会申込書に入会金を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、退会を希望する7日前までに別に定める退会届を会長に提出し、退会することができる。

(資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第14条に規定する会費を2年以上滞納したとき。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 15名以内
 - (4) 監事 1名～2名以内
- 2 理事及び監事は、正会員の中から総会で選任する。
 - 3 会長及び副会長は、理事の互選によって選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げないが、最長3期までとする。

- 2 役員に欠員を生じた場合は補充するものとし、補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了した場合であっても、後任者が決定するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位に従いその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(会議)

第11条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が議長となる。
- 3 会議は、会長が招集する。議決は出席者の過半数で決定し、賛否同数のときは議長がこれを決める。

(総会)

第12条 総会は毎年1回開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、次に掲げる事項について議決を行う。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の一改廃に関する事項
 - (4) その他協会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第13条 理事会は必要に応じ開催し、次に掲げる事項について審議、議決する。

- (1) 総会に関する事項
- (2) 研修会等事業の執行に関する事項
- (3) 協会の運営に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会費)

第14条 正会員及び賛助会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員
個人年会費 3,000円
- (2) 賛助会員
ア 個人年会費 3,000円
イ 団体年会費 1口 5,000円
- 2 前項の会費は、年度途中から入会する場合においても同額とし、年度途中の退会については返金しないものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年5月21日から施行する。
- 2 第8条に規定する役員の任期について、本会設立当初は設立された日から平成30年3月31日までとする。
- 3 第15条に規定する本会の会計年度について、本会設立年度は設立された日から平成29年3月31日までとする。